



令和2年度 共同募金運動がはじまりました！！

共同募金運動が、10月1日から全国ではじまりました。身近な地域に暮らしている子どもたち、高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や、災害時支援に役立てられます。「誰かの役に立ちたい」という皆様の助けあいの気持ちを共同募金にお寄せくださいますよう、ご協力をお願いいたします。



あい 愛ちゃん と きぼう 希望くん

©中央共同募金会



【令和元年度民生委員・児童委員による街頭募金】
今年は3密を避けた募金活動を心掛けて参ります





赤い羽根共同募金運動 (10月1日～12月21日)

募金は下記の方法でお願いしております。

- ①戸別募金…各町会・自治会(支部)の協力を得て、各ご家庭にお願いしています。
- ②街頭募金…駅前等で民生委員・児童委員協議会などの皆様が募金への協力を呼びかけます。また、市内のスーパーなどに募金箱を設置しています。
- ③職域募金…毎年デザインの違うバッジ(1個500円)、クオカード、図書カードNEXT(各1枚1,000円 ※利用額500円)の資材を活用し、市役所や福祉関係団体、企業等の職域による募金のご協力をお願いしています。
- ④学校募金…幼稚園、小中高校の教育機関に働きかけ、児童・生徒の皆さんにご協力をお願いしています。



バッジ



クオカード



図書カードNEXT

今年度のバッジ、クオカード、図書カードNEXTのデザインです



地域歳末たすけあい募金運動 (11月20日～12月21日)

地域歳末たすけあい募金運動は、町会・自治会(支部)の協力による戸別募金、市内の各企業、団体等の協力による法人募金等により実施いたします。寄せられた募金は、埼玉県共同募金会へ全額送金された後、事務費等を差し引いて、改めて戸田市社会福祉協議会へ助成され、新たな年を迎える時期に市内に在住する支援を必要としている方々へお渡しするほか、地域歳末福祉事業の財源として充当しています。



災害義援金の募集について

埼玉県共同募金会戸田市支会では、下記の災害により被災された方々に対する義援金の募集をしております。

募金箱設置場所

- (1) 福祉保健センター(戸田市大字上戸田5番地の6)1階 戸田市社会福祉協議会受付①～④
- (2) 心身障害者福祉センター(戸田市川岸2-4-8)1階 受付②～④
- (3) ボランティア・市民活動支援センター(戸田市上戸田1-18-1) 受付②～④
- (4) 新曽南庁舎(戸田市新曽南3-1-5)4階 新曽地域包括支援センター受付②～④

	義 援 金 名	募 集 期 日
①	[熊本県] 平成28年熊本県地震義援金	令和3年3月31日(水)
②	[中央共募] 平成30年7月豪雨災害義援金	令和3年6月30日(水)
③	[中央共募] 令和元年台風第19号災害義援金	令和3年3月31日(水)
④	[中央共募] 令和2年7月豪雨災害義援金	令和2年12月15日(火)

※②～④については中央共同募金会が被災状況に応じて配分します。

令和2年7月豪雨災害義援金へのご協力ありがとうございました。

寄 付 者	金 額
匿名 様	10,000円

問合せ先 社会福祉法人埼玉県共同募金会戸田市支会(戸田市社会福祉協議会)
 住所:戸田市大字上戸田5番地の6 福祉保健センター1階
 電話:048-442-0309



10月1日より成年後見事業(法人後見)を開始します。

成年後見制度による申立てにより、家庭裁判所から選ばれる成年後見人等を戸田市社会福祉協議会が法人として担い(法人後見)、財産管理や身上保護を行います。

○成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない場合に、その方を法律で保護し、権利擁護を図る制度です。

その方の親族および弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職、さらに一定の養成研修を受けた市民が成年後見人等となり、この制度の担い手となります。

○法人後見とは

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うことを言います。戸田市社会福祉協議会が行う法人後見事業は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、ご本人に代わって契約などを行ったり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すなどの業務を行います。

<後見・保佐・補助の違い>

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立時の本人の同意		不要	不要	必要
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	代理権	○	△	△
	同意権(民法13条記載)	—	○	△
	同意権(民法13条以外)	—	△	×

○・・・必ず付与される △・・・申立てをすることで付与可能 ×・・・付与されない

○対象者

戸田市にお住まいで、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方で、身上保護と日常的な金銭管理が中心で、下記のうちいずれかに該当する方。

- ①首長が申立てする方で、他に適切な後見人等が得られない方
- ②原則として、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方
- ③日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)利用者で判断能力が低下した方

※身上保護とは…本人宅へ定期訪問し、被後見人等に代わって、被後見人等の生活方針や医療、福祉サービス等の身の回りのことについて判断し、契約等を行うことです。

問合せ先 地域福祉推進係 電話:048-442-0309



手続き、支払い、契約などに不安のある方は

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

判断能力の不十分な高齢者、知的障害、精神障害のある方で手続き、支払い、契約などに不安がある方へ、安心して生活が送れるよう、以下のようなお手伝いをします。

- ①福祉サービスなどの利用の手続き
- ②日常生活に必要な事務手続き
- ③日常生活に必要な金銭管理
- ④書類等預かりサービス



問合せ先 地域福祉推進係 電話:048-442-0309



地域貢献につながる自動販売機を設置しませんか？

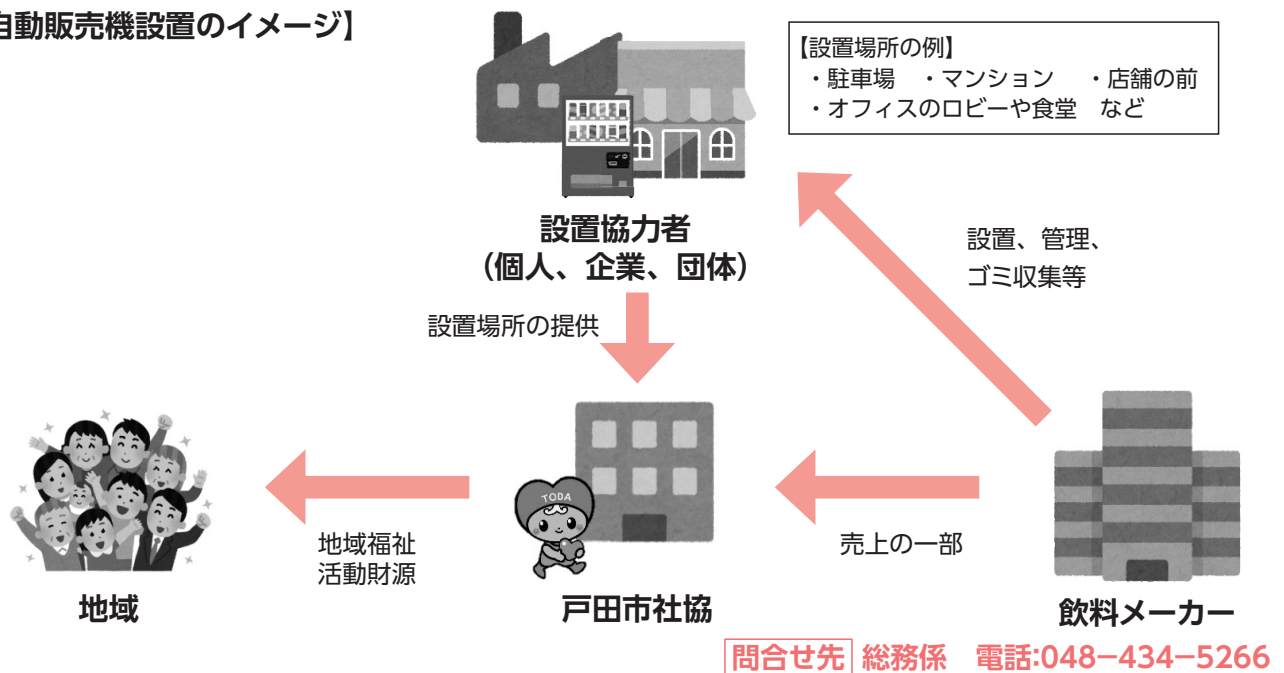
戸田市社会福祉協議会では、設置することで「地域貢献」につながる自動販売機の設置協力者を募集しています。自動販売機の売り上げの一部は、戸田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の財源として活用させていただきます。

設置費用や月々の電気料金はかかりませんので、ご協力いただける方は、設置場所の提供をお願いします。（設置場所の条件(立地、面積等)によっては、自動販売機を設置できない場合もございます。）

気軽に始められる社会貢献活動としていかがですか。

自動販売機の新たな設置、または入れ替え等をお考えの個人・企業・団体の皆様は、下記までお問い合わせください。

【自動販売機設置のイメージ】



ベビーカーを購入される方へ 子育て応援助成事業

安心して子育てができる地域づくりのため、乳幼児を子育て中の保護者を対象にベビーカーの購入経費の一部を助成します。

助成対象者 ※次のすべてに該当する方

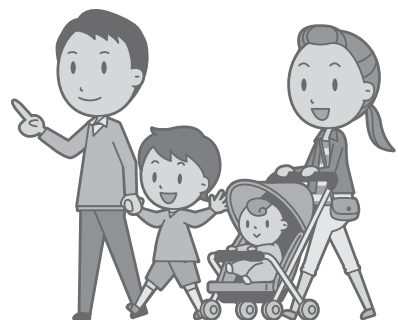
- ① 助成金申請時に2歳未満の乳幼児の保護者で乳幼児と同居している方
- ② ベビーカーを購入した方で、助成金申請時に乳幼児・保護者ともに戸田市に住所がある方
- ③ 保護者である申請者とその配偶者の合算の所得が400万円未満の方

助成金額

ベビーカーの購入金額(消費税含む)の2分の1までとし、5,000円を限度額とします。

申請方法

購入してから6カ月以内に、子育て応援助成金交付申請書とその他必要書類を提出してください。



問合せ・提出先 地域福祉推進係 電話:048-442-0309

プリムファミリークリスマスの中止について

例年、戸田市社会福祉協議会では、市内に在住する高校生以下の障害のあるお子さん、そのお子さんと同居している家族を対象に、「プリムファミリークリスマス」を開催しております。

現在、新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない中で、参加される方々の感染を防ぐことが重要と考えております。

そのような中で、本事業が参加される方々の交流事業であること、感染予防に有効である「3密」（「密集」「密閉」「密接」）を避けながら、事業を実施することが困難と判断し、誠に残念ではございますが、令和2年度につきましては、本事業を中止させていただくこととなりましたので、ご理解の程よろしくお願いたします。

問合せ先 地域福祉推進係 **電話:048-442-0309**

戸田ライオンズクラブと

「災害時ボランティアセンターの運営支援に関する協定」を締結しました。

9月1日、戸田市社会福祉協議会はライオンズクラブ国際協会330-C地区1リージョン1ゾーン戸田ライオンズクラブと「災害時ボランティアセンターの運営支援に関する協定」を締結しました。

この協定は、戸田市内において大規模な地震や風水害等による災害が発生した際に、戸田市社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」の迅速かつ効果的な運営と災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、戸田市に拠点を置く戸田ライオンズクラブからの人的及び物的な支援を受け、災害に備えることを目的とします。

今後、災害時だけでなく平常時においても相互の情報共有を図り、連携を深めることで、市民の方々が安全・安心に暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

災害ボランティアセンターとは

災害ボランティアセンターとは、災害（地震・風水害など）が発生した際に、被災した人たちや地域の支援と災害ボランティアの活動を円滑に進めるために被災地に臨時的・応急的に設置される拠点のことです。被災者の緊急事態における困難を緩和し、被災者自身の力を高め、生活復興・自立のための支援を行うと共に、災害ボランティアの人たちが円滑かつ効率的に活動を行えるように、調整する機関として、以下のことを行います。

- ①被災者のニーズを把握します。
- ②ボランティアの受け入れ、コーディネートを行います。
- ③ボランティアの活動の安全管理を行います。
- ④資金、資機材等の調達、管理・運用を行います。
- ⑤中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニングを行います。

【締結式の様子】



左：戸田市社会福祉協議会 本間 幹雄 会長
中：戸田ライオンズクラブ 蓮見 利之 会長
右： 同上 齋藤 友希 前会長



皆様のあたたかいお気持ちに感謝します

■寄付者一覧(令和2年4月1日から令和2年8月31日まで)

寄付者	寄付金品
戸田地区自転車商組合 様	46,400円
戸田市水道協同組合 様	100,000円
有限会社新井事務所 様	200,000円
堀田禮子 様	100,000円
書道教室 様	14,646円
美女木1丁目支部 様	300円
美女木8丁目支部 様	1,850円
後谷支部 様	600円
新田支部 様	100円
山本洋子 様	50,000円

寄付者	寄付金品
匿名 様 2件	25,000円
NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク 様	防塵マスク 240枚
株式会社ナックプランニング 様	マスク 1,000枚
NPO法人共同生活推進協議会 様	マスク 1,000枚
匿名 様 1件	座布団 5枚



ご寄付のお願い

戸田市社会福祉協議会では、ご寄付を随時受け付けております。お預かりした貴重な寄付金は、地域福祉の充実に役立させていただきます。皆様からのあたたかいお気持ちを、心よりお待ちしております。

【こんなときは、ぜひご相談ください】

- ・福祉のために、何か役に立ちたい。
 - ・バザーやチャリティーコンサートなどの収益金を役立ててほしい。
 - ・企業の社会貢献として、地域福祉に役立ててほしい。
 - ・家庭でためた貯金箱を、福祉に役立ててほしい。
 - ・寄付をしたいが、どのようにしたらよいかわからない。
- お申込みは、総務係までお問い合わせください。

【税制上の優遇措置について】

戸田市社会福祉協議会への寄付金は、以下の通り税制上の優遇措置が受けられます。

●**個人の方**：2,000円を超える場合、確定申告により寄付金控除が受けられます。(所得税法第78条第2項、埼玉県税条例第25条の2に該当)

●**法人の方**：一般の寄付金とは別枠で損金算入することができます。(法人税法第37条第4項に該当)

※ 詳細はお近くの税務署にお問い合わせください。

問合せ先 総務係 電話:048-434-5266



その入れ歯、すてないで! ~入れ歯回収事業~

戸田市社会福祉協議会では、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会と協力し、入れ歯に使用されている金属をリサイクルして福祉活動に役立てるため、下記の場所で不要入れ歯を回収しています。皆様のご協力をお願いいたします。

回収ボックスの設置場所

- ① 市役所 2階ロビー
- ② 心身障害者福祉センター 1階玄関ホール
- ③ 福祉保健センター 1階事務室向かい
- ④ 戸田市シルバー人材センター
- ⑤ 特別養護老人ホーム とだ優和の杜
- ⑥ 特別養護老人ホーム 戸田ほほえみの郷

●回収対象

- ① 金属のついた入れ歯
- ② 歯にかぶせた「クラウン」
- ③ 歯に詰めた「インレー」
- ④ 歯と歯をつないだ「ブリッジ」

●入れ歯を回収するにあたって

- ① 入れ歯は汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗浄剤(除菌タイプ)で消毒する。
- ② 新聞広告等の厚手の紙で入れ歯を包み、回収ボックスに備え付けのビニール袋に入れて投入してください。

※ 回収ボックスの設置等にご協力いただける歯科医院を募集しています。

1. 待合室にポスターを貼っていただけませんか。
2. 待合室に「不要入れ歯回収ボックス」を置いていただけませんか。
3. 不要入れ歯がありましたら、ご提供いただけませんか。

どれか一つでもご協力いただける場合は、下記までお問い合わせください。よろしく願いいたします。



問合せ先 総務係 電話:048-434-5266

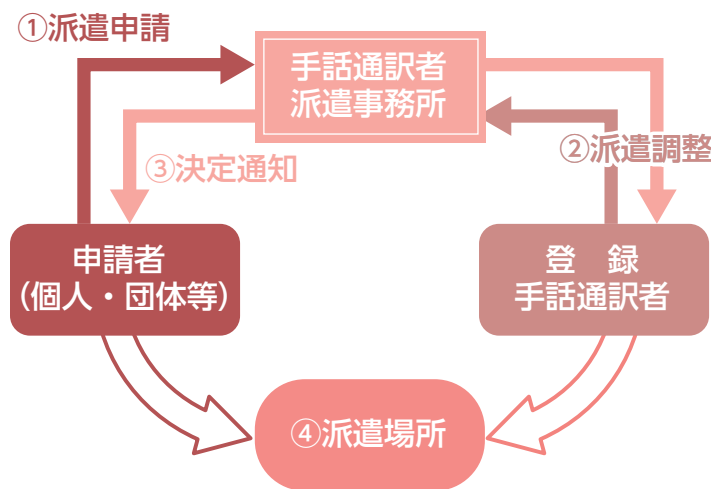


手話通訳者派遣事務所からのご案内

令和2年6月に開かれた戸田市議会定例会において、「戸田市手話言語条例」が制定されました。この条例は令和3年4月1日より施行されます。

戸田市社会福祉協議会では戸田市より委託され、手話通訳者派遣事業を運営しております。戸田市手話通訳者派遣事務所が手話通訳者の派遣申請を受領してから手話通訳者が派遣されるまでの流れは以下のとおりとなっており、手話通訳が必要な方はぜひ戸田市手話通訳者派遣事務所をご利用ください。また、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

派遣までの流れ



①派遣申請

申請者(個人・団体等)は、利用日の原則1週間前までに派遣事務所に「いつ、どのような内容、待合せ場所」をFAX、メールまたは来所にて派遣の申請をしていただきます。

※申請書は戸田市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードができます。

②派遣調整

派遣事務所が登録手話通訳者との調整を行います。

③派遣決定

調整完了後、派遣事務所から申請者に決定通知を送付します。

④派遣場所

登録手話通訳者を派遣場所に派遣します。

広域派遣について

埼玉県内及び東京23区以外の場所で手話通訳者派遣が必要な場合は、戸田市手話通訳者派遣事務所から現地の手話通訳者派遣事務所に派遣の依頼をします。必要な場合は、派遣事務所にご相談ください。

■どこでもいいの？

派遣場所の都道府県または市区町村の手話通訳者派遣事務所に依頼をします。なお、派遣事務所によっては、地域外からの依頼を受けていないこともありますので、派遣することができない場合もあります。

■いつまでに？

原則、1週間前までに申請していただいておりますが、派遣の調整に時間を要するため、派遣が必要となった段階で、派遣事務所までご相談ください。

※その際は、戸田市手話通訳者派遣申請書をご利用ください。



福祉作業所もくせい園 パート職員募集

補助支援員

募集人数 2名

資格 普通自動車運転免許(応相談)

業務内容 福祉作業所もくせい園利用者(知的障害者、身体障害者)への食事介助、排泄介助、作業やレクリエーションの支援

勤務場所 戸田市立福祉作業所もくせい園(戸田市川岸2-4-8 心身障害者福祉センター内)

雇用期間 随時~令和3年3月31日 ※年度更新する場合あり

試用期間 3か月

勤務日時 月~金曜日のうち週4~5日、午前11時~午後2時(3時間勤務)

賃金 時給990円

加入保険 労災保険

申込方法 履歴書および資格証明書の写しを福祉作業所もくせい園(戸田市川岸2-4-8)へ持参または郵送

選考方法 書類審査及び面接 ※施設見学もできますので、気軽にお問い合わせください

申込・問合せ先 福祉作業所もくせい園 〒335-0015 戸田市川岸2-4-8(心身障害者福祉センター内) 電話:048-445-8530



とだファミリー・サポート・センター会員募集

ファミリー・サポート・センターは、育児のお手伝いをしたい人(協力会員)とそれを受けたい人(依頼会員)また、その両方を希望する人(両方会員)が会員となって、有償(1時間700円~)にて育児の援助活動を行う組織です。

○入会説明会日程 会員登録希望者に必ず参加いただく説明会です。

日時	場所	申込締切日
10月 3日(土)	ボランティア・市民活動支援センター	10月 2日(金)
10月17日(土)		10月16日(金)
11月 7日(土)		11月 6日(金)
11月21日(土)		11月20日(金)
12月 5日(土)		12月 4日(金)
12月19日(土)		12月18日(金)

※ 上記日程に参加できない場合は、ご相談ください。

○講習会日程 協力会員及び両方会員になるために受講していただく講習会です。事前に入会説明会の参加が必須です。入会説明会については、ご相談ください。

日時	内容	場所	申込締切日
11月10日(火) 9:30~12:30	講習Ⅰ 子どもの事故と安全対策 子どもの心と身体の発達	上戸田地域交流センター(あいパル)	11月 9日(月)
11月25日(水) 9:30~12:10	講習Ⅱ 子どもの発育と病気 子どもの食事と健康管理 相互援助活動の基本	教育センター2階会議室	11月24日(火)

○入会説明会並びに講習会の参加申込は、各申込締切日正午までに電話にて申してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

<入会説明会>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、ファミリー・サポート・センターでは、ソーシャルディスタンスを守り入会説明会を行っています。会場の関係上、人数に制限がありますので、状況によっては上記の時間以外に調整させていただく場合がございます。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

<ファミサポ加入の補償保険について>

活動中の事故やお怪我に対する補償としてセンターで加入しております補償保険は、新型コロナウイルスの感染については、補償の対象とはなりません。

問合せ先

ボランティア・市民活動支援センター内 とだファミリー・サポート・センター 戸田市上戸田1-18-1 市役所敷地内
電話:048-433-2244 FAX:048-441-4451 業務時間:9:00~17:00
休業日:第2、4土曜日・第1、3、5水曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)